

保医発 0331 第 1 号  
令和 3 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公 印 省 略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正等について

今般、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 143 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 3 年厚生労働省告示第 159 号）、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 163 号）及び訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 164 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添 1 から 5 のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。また、別添 6 及び 7 について、次のとおり訂正する。

#### 記

- 別添 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の一部改正について
- 別添 2 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について」（平成 18 年 3 月 23 日保医発第 0323003 号）の一部改正について
- 別添 3 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の一部改正について

- 別添4 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号）の一部改正について
- 別添5 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第4号）の一部改正について
- 別添6 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部訂正について
- 別添7 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号）の一部訂正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和2年3月5日保医発0305第1号)

- 1 別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）J201、別紙様式16及び別紙様式21の6を次のように改める。

J201 酸素加算

(2) 離島等とは、以下の地域をいう。

- ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の地域
- ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域
- エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第三号に規定する離島
- オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 (医科診療報酬点数表に関する事項) 第9部 処置 &lt;処置料&gt; (一般処置) J201 酸素加算 (1) (略) (2) 離島等とは、以下の地域をいう。 ア～エ (略) オ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域</u> カ (略) (3)～(16) (略)</p> <p>別添2 (歯科診療報酬点数表に関する事項) 第2部 入院料等 第2節 入院基本料等加算 A204-2 臨床研修病院入院診療加算 (1) (略) (2) (1)において研修を実施している場合とは、<u>単独型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が研修を実施している期間及び研修歯科医が研修協力施設において研修を実施している期間、管理型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が実施している期間及び研修歯科医が協力型臨床研修施設又は研修協力施設において研修を実施している期間、協力型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が研修を実施している期間をいう。</u> (3) (略)</p>	<p>別添1 (医科診療報酬点数表に関する事項) 第9部 処置 &lt;処置料&gt; (一般処置) J201 酸素加算 (1) (略) (2) 離島等とは、以下の地域をいう。 ア～エ (略) オ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域 カ (略) (3)～(16) (略)</p> <p>別添2 (歯科診療報酬点数表に関する事項) 第2部 入院料等 第2節 入院基本料等加算 A204-2 臨床研修病院入院診療加算 (1) (略) (2) (1)において研修を実施している場合とは、<u>単独型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が研修を実施している期間、管理型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が実施している期間及び研修歯科医が協力型臨床研修施設又は研修協力施設において研修を実施している期間、協力型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が研修を実施している期間をいう。</u> (3) (略)</p>